

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月9日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

特別職の国家公務員の給与改定を踏まえ、特別職職員の期末手当の支給割合を引き上げるため、この案を提出する。

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市特別職職員の給与に関する条例(昭和47年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

第2条 那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

付 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の那覇市特別職職員の給与に関する条例(次項において「第1条改正後条例」という。)の規定は、令和7年11月30日から適用する。
(期末手当の内払)

- 3 第1条改正後条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の那覇市特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。